



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年12月14日(金) 第9659号

目次

ページ

告 示

○個人の県民税に係る控除対象寄附金等の指定の告示の一部改正(税務課)	2
○土壌汚染対策法による区域指定(環境保全課)	3
○道路の区域変更(道路管理課)	3
○道路の供用開始(同)	3
○道路の区域変更(同)	4

公 告

○肥料の登録(技術支援課)	4
○道路の指定(建築課)	4
○指定道路の指定の取消し(同)	5
○道路位置の指定(同)	5
○開発工事の完了(同)	5

入 札 公 告

○一般競争入札の実施(下水道総合事務所)	7
○同	10
○同	12
○同	14

■ 告 示

◎群馬県告示第337号

個人の県民税に係る控除対象寄附金等の指定の告示(平成20年群馬県告示第479号)の一部を次のように改正する。

平成30年12月14日

群馬県知事 大澤 正 明

1の項の表条例第37条の3第1項第7号に掲げる寄附金の部前橋市の項中

「 公益財団法人前橋観光コンベンション協会に 対する寄附金 」	を	「 公益財団法人前橋観光コンベンション協会に 対する寄附金 」	に改
		「 公益財団法人前橋市まちづくり公社に 対する寄附金 」	

め、同表条例第37条の3第1項第8号に掲げる寄附金の部前橋市の項中

「 学校法人関口学園に 対する寄附金 」	を	「 学校法人関口学園に 対する寄附金 」	に改
		「 学校法人専門職学園に 対する寄附金 」	

め、同部桐生市の項中

「 学校法人明照学園に 対する寄附金 」	を	「 学校法人明照学園に 対する寄附金 」	に改

め、同表条例第37条の3第1項第9号に掲げる寄附金の部高崎市の項中

「 社会福祉法人ぐんぐんに 対する寄附金 」	を	「 社会福祉法人ぐんぐんに 対する寄附金 」	に、
		「 社会福祉法人慶康会に 対する寄附金 」	

「 社会福祉法人勝栄会に 対する寄附金 」	を	「 社会福祉法人勝栄会に 対する寄附金 」	に改
		「 社会福祉法人正覚会に 対する寄附金 」	

め、同部渋川市の項中

「 社会福祉法人橘風会に 対する寄附金 」	を	「 社会福祉法人橘風会に 対する寄附金 」	に、
		「 社会福祉法人玉輪会に 対する寄附金 」	

「 社会福祉法人パースの森に 対する寄附金 」	を	「 社会福祉法人パースの森に 対する寄附金 」	に改

める。

◎群馬県告示第338号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

平成30年12月14日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 指定する区域 みどり市大間々町大間々509番1の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称 鉛及びその化合物

◎群馬県告示第339号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年12月14日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
一般国道	145号	吾妻郡長野原町大字長野原字橋場1295番の17地先から同郡同町大字同字同1295番の20地先まで	前	6.2～9.0 13.5～16.5	217.3 210.3
			後	13.5～16.5	210.3

◎群馬県告示第340号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年12月14日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	145号	吾妻郡長野原町大字長野原字町249番の3地先から同郡同町大字同字橋場1295番の20地先まで	平成30年12月14日

◎群馬県告示第341号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県渋川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年12月14日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	高崎渋川線	北群馬郡吉岡町大字小倉字蟹沢233番の5地先から渋川市行幸田字天神下63番の1地先まで	前	6.8～32.6 24.8～141.3	2825.5 2501.5
			後	8.0～32.6 24.8～141.3	187.6 2501.5

■ 公 告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定により、次のとおり肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成30年12月14日

群馬県知事 大澤 正 明

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の 名称及び住所	有効期限
群馬県登録 第1001 2号	加工家きん ふん肥料	バイオゴールド オリジナル	窒素全量 3.5 りん酸全量 3.7 加里全量 3.3	公定規格のと おり	椿産業株式会社 群馬県太田市長手町18 3番地	平成36年 12月3日

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路を指定した。

平成30年12月14日

群馬県知事 大澤 正 明

番号	指定に係る 道路の種類	指定に係る 道路の位置	指定に係る道路 の延長及び幅員 メートル	指定番号 指定年月日

1	法第42条第1項第4号に規定する道路	邑楽郡邑楽町大字鶉字西耕地280の一部、281の一部、284の一部、292-3の一部、292-4の一部	延長 幅員	84.20 6.00	群馬県指令太土第30255-1号 平成30年11月26日
---	--------------------	---	----------	---------------	---------------------------------

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第4号の規定による道路の指定を、次のとおり取り消した。

平成30年12月14日

群馬県知事 大澤 正 明

番号	指定道路の種類	指定道路の位置	指定道路の延長及び幅員 メートル	指定番号 指定年月日 指定取消し年月日	
1	法第42条第1項第4号に規定する道路	邑楽郡明和町中谷334-2、新里20-3、22-2、24-2、25-2、25-3、27-3	延長 幅員	92.00 8.68	群馬県指令太土第30255-1号 平成29年7月27日 平成30年11月16日

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成30年12月14日

群馬県知事 大澤 正 明

番号	指定に係る道路の種類	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員 メートル	指定番号 指定年月日	
1	法第42条第1項第5号に規定する道路	北群馬郡吉岡町大字北下字山下336-7	延長 幅員 有効幅員	33.97 5.00 4.85 ～5.00	群馬県指令前土第304-20号 平成30年11月27日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

平成30年12月14日

群馬県知事 大澤 正 明

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡邑楽町大字狸塚字昭和1163-1	邑楽郡大泉町大字古氷711番地の1 ペアグラウンドC棟202号 寒沢祐介、寒沢春香
2	邑楽郡板倉町大字岩田字宿浦799-5、799-6、800-7	館林市西美園町743番地の94 田中ハイツ-101 渡邊英明、渡邊美香
3	邑楽郡明和町大輪1203-1、1203-2、1203-3、1204-1、1205-1、1205-2、1206-1、1206-2、1207-1、1207-2、1208-1、1208-2、1208-3、1209-1、1209-2、1209-3、1210-1、1210-2、1210-3、1211-1、1212-1、1212-2、1213-1、1214-1、1214-2、1215-1、1215-4、1216-1、1217-1、1217-2、1218-1、1219-1、1219-2、1220-1、1220-2、1221-1、1221-2、1222-1、1222-2、1223-1、1223-2、1224-1、1224-2、1225-1、1225-2、1226-1、1226-2、1227-1、1227-2、1228-1、1228-2、1229-1、1229-2、1229-3、1230-1、1230-2、1230-3、1231-1、1231-2、1232-1、1232-2、1232-3、1233-1、1233-2、1234-1、1234-2、1235-1、1235-2、1235-3、1236-1、1236-2、1237-1、1237-2、1238-1、1238-2、1239-1、1239-2、1240-1、1240-2、1241-1、1241-2、1242-1、1242-2、1243-1、1243-2、1244-1、1244-2、1245-1、1245-2、1246-1、1246-2、1247-1、1247-2、1248-1、1248-2、1248-3、1249-1、1249-2、1249-3、1250-1、1250-2、1251-1、1251-2、1252-1、1252-2、1253-1、1253-2、1254、1255-1、1255-2、1256、1257-1、1257-2、1258、1259-1、1259-2、1260、1261-1、1261-2、1262-1、1262-2、1263-1、1263-2、1264-1、1264-2、1264-3、1265-1、1265-2、1266、1267-1、1267-2、1268-1、1268-2、1269、1270-1、1270-2、1271-1、1272-1、1273-1、1274-1、1275-1、1275-2、1276-1、1276-2、1276-3、1277-1、1277-2、1278-1、1278-2、1279-1、1279-2、1280-1、1280-2、1281-1、1282-1、1283-1、1283-2、	邑楽郡明和町新里250番地1 明和町土地開発公社 理事長 富塚基輔

1284-1、2190-1、2191-1、2191-3、2192-1、2192-2、2193-1、2193-2、2193-3、2194-1、2194-2、2195-1、2195-2、2195-3、2196-1、2196-2、2197-1、2197-2、2197-3、2198-1、2198-2、2199-1、2199-2、2199-3、2200-1、2200-2、2201-1、2201-2、2202-1、2202-2、2203-1、2203-2、2203-3、2204-1、2204-2、2204-3、2206-1、2207、2208、2209、2210-1、2210-2、2211-2、2212、2213-1、2213-2、2213-3、2214-1、2214-2、2215-2、2215-3、2216、2217、2218-1、2218-2、2219-2、2220、2221、2263、2264、2265、2266、2267、2268、2269、2270、2271、2272、2273、2274、2275、2276、2283、2284、2285、2286、2287、2288、2289、2290、2291、2292、2293、2294、2333、2334、2335、2336、2337、2338、2339、2340、2341、2342、2243、2344-1、2345-1、2346-1、2347、2348、2349、2350、2351、2352、2353、2355、2356、2357、2410-1、2410-2、2411-1、2413-1、2415-1、2419-1、2420-1、2421-1、2422-1

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成30年12月14日

群馬県下水道総合事務所長 木村正明

1 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 県央水質浄化センターほか4施設で使用する電気 年間予定使用電力量 20,028,300 kWh

予定使用電力量は、平成31年度の使用予定量（内訳は、県央水質浄化センター電力調達仕様書を参照）であり、流入する汚水量や天候等により変動することがある。

- (2) 調達件名の仕様等 入札説明書及び県央水質浄化センター電力調達仕様書による。
 (3) 供給期間 平成31年4月1日（月）から平成32年3月31日（火）まで
 (4) 需要場所 県央水質浄化センターほか4施設
 (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金

額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (3) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された平成30・31年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、平成30年12月26日（水）までに群馬県会計局会計課に競争入札参加資格審査申請を行い、平成31年1月16日（水）午後5時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県下水道総合事務所総務係へその旨連絡すること。
- (4) 本件入札公告の日から開札までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 本件入札公告の日から開札までの間において、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業者の登録を受けている者であること。
- (7) 供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。
- (8) 平成28年度における全電源の二酸化炭素排出係数の実績が $0.485 \text{ kg-CO}_2/\text{kWh}$ 以下であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒370-1127 群馬県佐波郡玉村町大字上之手1846番地1 群馬県下水道総合事務所総務係（担当 吉野） 電話0270-65-7557
- (2) 入札説明書の交付方法 原則として、ぐんま電子入札共同システム (<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>)による。

なお、ぐんま電子入札共同システムによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。
- (3) 入札説明書の交付期間 平成30年12月14日（金）から平成31年1月16日（水）までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。
- (4) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書（以下「申請書等」）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、

入札参加資格確認結果は、平成31年1月22日(火)までに入札参加資格確認通知書で通知する。

ア 申請書等の提出期限 平成31年1月16日(水)午後5時(受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

イ 申請書等の提出方法 郵送又は持参(郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「県央水質浄化センターほか4施設で使用する電気 入札参加資格確認申請書在中」と朱書きすること。)

ウ 提出部数 1部

(5) 入札及び開札の日時及び場所 平成31年1月31日(木)午後1時30分 群馬県下水道総合事務所3階視聴覚室(郵送による場合は、書留郵便とし、同月30日(水)午後4時まで上記(1)の場所に群馬県下水道総合事務所長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「平成31年1月31日開札 県央水質浄化センターほか4施設で使用する電気 入札書在中」と朱書きすること。)

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効 本件入札公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(4) 契約書の作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Masaaki Kimura, Office Director, Sewerage Management General Office, Gunma Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the services to be required: Electricity for use at Kenou Water Purification Center and 4 others / Amount of electric power scheduled for annual use: 20,028,300 kWh/year

(3) Period of Use: From April 1, 2019 to March 31, 2020

(4) Place of Use: Kenou Water Purification Center and 4 others

(5) Submission deadline for application forms and attached documents regarding bidding qualifications: January 16, 2019 at 5:00 p.m.

(6) Bidding deadline: January 31, 2019 at 1:30 p.m. (Bids submitted by mail must be submitted by registered mail and must be received no later than January 30, 2019 at 4:00 p.m.)

(7) For further details, please contact: General Affairs Section, Sewerage Management General Office, Gunma Prefectural Government, 1846-1 Kaminote, Tamamura-machi, Sawa-gun, Gunma-ken, 370-1127, Japan, TEL 0270-65-7557 (Japanese language only)

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成30年12月14日

群馬県下水道総合事務所長 木村正明

1 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 桐生水質浄化センターほか2施設で使用する電気 年間予定使用電力量 2,981,300kWh

予定使用電力量は、平成31年度の使用予定量（内訳は、桐生水質浄化センター電力調達仕様書を参照）であり、流入する汚水量や天候等により変動することがある。

- (2) 調達件名の仕様等 入札説明書及び桐生水質浄化センター電力調達仕様書による。

- (3) 供給期間 平成31年4月1日（月）から平成32年3月31日（火）まで

- (4) 需要場所 桐生水質浄化センターほか2施設

- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (3) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された平成30・31年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、平成30年12月26日（水）までに群馬県会計局会計課に競争入札参加資格審査申請を行い、平成31年1月16日（水）午後5時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県下水道総合事務所総務係へその旨連絡すること。

- (4) 本件入札公告の日から開札までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 本件入札公告の日から開札までの間において、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業者の登録を受けている者であること。
- (7) 供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。
- (8) 平成28年度における全電源の二酸化炭素排出係数の実績が0.485kg-CO₂/kWh以下であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒370-1127 群馬県佐波郡玉村町大字上之手1846番地1 群馬県下水道総合事務所総務係（担当 吉野） 電話0270-65-7557

(2) 入札説明書の交付方法 原則として、ぐんま電子入札共同システム (<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>)による。

なお、ぐんま電子入札共同システムによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。

(3) 入札説明書の交付期間 平成30年12月14日（金）から平成31年1月16日（水）までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

(4) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書（以下「申請書等」）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、平成31年1月22日（火）までに入札参加資格確認通知書で通知する。

ア 申請書等の提出期限 平成31年1月16日（水）午後5時（受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

イ 申請書等の提出方法 郵送又は持参（郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「桐生水質浄化センターほか2施設で使用する電気 入札参加資格確認申請書在中」と朱書きすること。）

ウ 提出部数 1部

(5) 入札及び開札の日時及び場所 平成31年1月31日（木）午後2時 群馬県下水道総合事務所3階視聴覚室（郵送による場合は、書留郵便とし、同月30日（水）午後4時までに上記(1)の場所に群馬県下水道総合事務所長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「平成31年1月31日開札 桐生水質浄化センターほか2施設で使用する電気 入札書在中」と朱書きすること。）

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効 本件入札公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(4) 契約書の作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Masaaki Kimura, Office Director, Sewerage Management General Office, Gunma Prefectural Government

- (2) Nature and quantity of the services to be required: Electricity for use at Kiryu Water Purification Center and 2 others / Amount of electric power scheduled for annual use: 2,981,300 kWh/year
- (3) Period of Use: From April 1, 2019 to March 31, 2020
- (4) Place of Use: Kiryu Water Purification Center and 2 others
- (5) Submission deadline for application forms and attached documents regarding bidding qualifications: January 16, 2019 at 5:00 p.m.
- (6) Bidding deadline: January 31, 2019 at 2:00 p.m. (Bids submitted by mail must be submitted by registered mail and must be received no later than January 30, 2019 at 4:00 p.m.)
- (7) For further details, please contact: General Affairs Section, Sewerage Management General Office, Gunma Prefectural Government, 1846-1 Kaminote, Tamamura-machi, Sawa-gun, Gunma-ken, 370-1127, Japan, TEL 0270-65-7557 (Japanese language only)

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成30年12月14日

群馬県下水道総合事務所長 木村正明

1 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 奥利根水質浄化センターほか2施設で使用する電気 年間予定使用電力量 3,164,900 kWh
予定使用電力量は、平成31年度の使用予定量（内訳は、奥利根水質浄化センター電力調達仕様書を参照）であり、流入する汚水量や天候等により変動することがある。
- (2) 調達件名の仕様等 入札説明書及び奥利根水質浄化センター電力調達仕様書による。
- (3) 供給期間 平成31年4月1日（月）から平成32年3月31日（火）まで
- (4) 需要場所 奥利根水質浄化センターほか2施設
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (3) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された平成30・31年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されていること。

る者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登録されていない者については、規則第190条の2の規定により、平成30年12月26日（水）までに群馬県会計局会計課に競争入札参加資格審査申請を行い、平成31年1月16日（水）午後5時までに資格者名簿の登録を確認し、群馬県下水道総合事務所総務係へその旨連絡すること。

- (4) 本件入札公告の日から開札までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 本件入札公告の日から開札までの間において、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業者の登録を受けている者であること。
- (7) 供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。
- (8) 平成28年度における全電源の二酸化炭素排出係数の実績が $0.485 \text{ kg-CO}_2/\text{kWh}$ 以下であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒370-1127 群馬県佐波郡玉村町大字上之手1846番地1 群馬県下水道総合事務所総務係（担当 吉野） 電話0270-65-7557

- (2) 入札説明書の交付方法 原則として、ぐんま電子入札共同システム (<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>) による。

なお、ぐんま電子入札共同システムによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。

- (3) 入札説明書の交付期間 平成30年12月14日（金）から平成31年1月16日（水）までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

- (4) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書（以下「申請書等」）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、平成31年1月22日（火）までに入札参加資格確認通知書で通知する。

ア 申請書等の提出期限 平成31年1月16日（水）午後5時（受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

イ 申請書等の提出方法 郵送又は持参（郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「奥利根水質浄化センターほか2施設で使用する電気 入札参加資格確認申請書在中」と朱書きすること。）

ウ 提出部数 1部

- (5) 入札及び開札の日時及び場所 平成31年1月31日（木）午後2時30分 群馬県下水道総合事務所3階視聴覚室（郵送による場合は、書留郵便とし、同月30日（水）午後4時までに上記(1)の場所に群馬県下水道総合事務所長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「平成31年1月31日開札 奥利根水質浄化センターほか2施設で使用する電気 入札書在中」と朱書きすること。）

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効 本件入札公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (4) 契約書の作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Masaaki Kimura, Office Director, Sewerage Management General Office, Gunma Prefectural Government
- (2) Nature and quantity of the services to be required: Electricity for use at Okutone Water Purification Center and 2 others / Amount of electric power scheduled for annual use: 3,164,900 kWh/year
- (3) Period of Use: From April 1, 2019 to March 31, 2020
- (4) Place of Use: Okutone Water Purification Center and 2 others
- (5) Submission deadline for application forms and attached documents regarding bidding qualifications: January 16, 2019 at 5:00 p.m.
- (6) Bidding deadline: January 31, 2019 at 2:30 p.m. (Bids submitted by mail must be submitted by registered mail and must be received no later than January 30, 2019 at 4:00 p.m.)
- (7) For further details, please contact: General Affairs Section, Sewerage Management General Office, Gunma Prefectural Government, 1846-1 Kaminote, Tamamura-machi, Sawa-gun, Gunma-ken, 370-1127, Japan, TEL 0270-65-7557 (Japanese language only)

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成30年12月14日

群馬県下水道総合事務所長 木村正明

1 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 西邑楽水質浄化センターで使用する電気 年間予定使用電力量 1,886,000 kWh
予定使用電力量は、平成31年度の使用予定量（内訳は、西邑楽水質浄化センター電力調達仕様書を参照）であり、流入する汚水量や天候等により変動することがある。

- (2) 調達件名の仕様等 入札説明書及び西邑楽水質浄化センター電力調達仕様書による。
- (3) 供給期間 平成31年4月1日（月）から平成32年3月31日（火）まで
- (4) 需要場所 西邑楽水質浄化センター
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (3) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された平成30・31年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、平成30年12月26日（水）までに群馬県会計局会計課に競争入札参加資格審査申請を行い、平成31年1月16日（水）午後5時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県下水道総合事務所総務係へその旨連絡すること。

- (4) 本件入札公告の日から開札までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 本件入札公告の日から開札までの間において、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業者の登録を受けている者であること。
- (7) 供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。
- (8) 平成28年度における全電源の二酸化炭素排出係数の実績が0.485kg-CO₂/kWh以下であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒370-1127 群馬県佐波郡玉村町大字上之手1846番地1 群馬県下水道総合事務所総務係（担当 吉野） 電話0270-65-7557
- (2) 入札説明書の交付方法 原則として、ぐんま電子入札共同システム (<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>)による。

なお、ぐんま電子入札共同システムによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。

- (3) 入札説明書の交付期間 平成30年12月14日（金）から平成31年1月16日（水）までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後

5時までの間とする。

- (4) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書（以下「申請書等」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、平成31年1月22日（火）までに入札参加資格確認通知書で通知する。

ア 申請書等の提出期限 平成31年1月16日（水）午後5時（受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

イ 申請書等の提出方法 郵送又は持参（郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「西邑楽水質浄化センターで使用する電気 入札参加資格確認申請書 在中」と朱書きすること。）

ウ 提出部数 1部

- (5) 入札及び開札の日時及び場所 平成31年1月31日（木）午後3時 群馬県下水道総合事務所3階視聴覚室（郵送による場合は、書留郵便とし、同月30日（水）午後4時までに上記(1)の場所に群馬県下水道総合事務所長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「平成31年1月31日開札 西邑楽水質浄化センターで使用する電気 入札書在中」と朱書きすること。）

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(4) 契約書の作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Masaaki Kimura, Office Director, Sewerage Management General Office, Gunma Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the services to be required: Electricity for use at Nishiora Water Purification Center / Amount of electric power scheduled for annual use: 1,886,000 kWh/year

(3) Period of Use: From April 1, 2019 to March 31, 2020

(4) Place of Use: Nishiora Water Purification Center

(5) Submission deadline for application forms and attached documents regarding bidding qualifications: January 16, 2019 at 5:00 p.m.

(6) Bidding deadline: January 31, 2019 at 3:00 p.m. (Bids submitted by mail must be submitted by registered mail and must be received no later than January 30, 2019 at 4:00 p.m.)

(7) For further details, please contact: General Affairs Section, Sewerage Management General Office, Gunma Prefectural Government, 1846-1 Kaminote, Tamamura-machi, Sawa-gun, Gunma-ken, 370-11

27, Japan, TEL 0270-65-7557 (Japanese language only)

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
